

## 中国会計・税務実務ニュースレター

### 今回のテーマ： 上海市における増値税免税の認可事例

2012年1月1日に上海市にて開始された一定のサービス取引を営業税課税対象から増値税課税対象とする改正（増値税改革パイロットプログラム）は、2013年8月1日から全国へと施行地域が拡大され、さらに、2014年1月1日に施行された財税[2013]106号文により、鉄道運輸業と郵便業も新たに増値税の課税対象に加わりました。

増値税免税取引には、中国国内免税取引と輸出免税取引の二種類があります。増値税の免税扱いには、税務署等による認可が必要であるため、認可が得られない場合には、国内取引とみなして増値税課税対象となります。

そこで今回は、実際に免税適用が認められた二つの事例を紹介します。

#### 1 中国国内増値税免税取引事例 1

上記 106 号文添付付録 3 第 1 条により、従来の増値税暫定条例第 15 条に規定されている免税取引に加え、技術譲渡、技術開発並びにこれらに関連する技術コンサルティング及び技術サービス、一定要件を満たしたエネルギーサービス会社による契約エネルギー管理サービスが免税範囲に加えられました。さらに、2014年1月1日から2018年12月31日までのオフショアアウトソーシングサービス<sup>ii</sup>など計 18 項目の取引も免税とされました。下表の取引は、中国子会社 C1 社による日本親会社 J1 社に対するオフショアアウトソーシングサービスの提供が、上海 A 区の所轄税務署において、増値税免税の認可を受けた事例です。

前提	日本親会社 J1 社 → 中国子会社 C1 社 業務委託
業務内容	オフショアアウトソーシングサービスのうち IPO に該当するソフトウェア開発業務を J1 社が C1 社に委託
申請先等	① 市商務局にて技術輸出登記の認可申請 <sup>iii</sup> ② A 区所轄税務署にて増値税輸出免税の認可申請
認可のポイント	オフショアアウトソーシングサービスに該当することを明らかにできたこと

#### 2 増値税輸出免税取引事例 2

上記同 106 号文添付付録 4 第 7 条により、国外にある会議場・展覧会場における展覧会サービス、国外使用が前提となる有形動産のリースサービスなど計 8 項目に加え、外国法人に対し、技術譲渡サービス、商標権・著作権譲渡サービス、知的財産権サービス、国外掲載の広告サービス、物流及びそれに係る付随サービス、認証サービス、鑑定・証明サービス、コンサルティングサービス、ラジオ・映画・テレビ番組制作サービスなど計 18 項目の役務を提供した場合には、増値税輸出免税扱いとされました。

下表の取引は、中国子会社 C2 社による日本親会社 J2 社に対する店舗情報収集サービスの提供が、上海 B 区の所轄税務署において、増値税免税の認可を受けた事例です。

前提	日本親会社 J2 社 → 中国子会社 C2 社 業務委託
業務内容	中国で営業を行っている小売店に関する情報収集を J2 社が C2 社に委託

申請先等	B区所轄税務署にて増値税輸出免税の認可申請
認可のポイント	C2社が収集した店舗情報がJ2社のホームページに掲載される事実の存在を明らかにできたこと

### 3 増値税免税取引に該当するサービスのポイント

事例1の場合、ソフトウェア開発契約が日本親会社と中国子会社間で締結されていれば、その中国子会社が他の中国企業に契約業務をアウトソーシングしていても（IPO）、当該ソフトウェア開発サービスは、免税とされるオフショアアウトソーシングサービスに該当します。ただし免税の前提として、商務局から技術輸出登記の認可を受けられるかどうかのポイントです、

一方、事例2の場合、日本親会社のホームページに収集された情報が掲載されたことで、当該サービスの成果物が最終的に中国国内ではなく、国外の日本に存在することから、正に上記国外掲載の広告サービスという条文規定に合致し、輸出免税の認可を得られたものと考えられます。要するに、サービスという無形の資産の提供であっても、輸出類似のサービスが提供されたかどうかは免税のポイントになるものと考えられます。

#### お見逃しなく！

増値税免税の認可申請は、上記事例1のように、サービス内容によっては、税務署のみならず、商務局への認可申請も必要となることにご留意ください。

また、上記当局への認可申請にあたっては、契約書に取引額、期間などが明記されていること等、契約書の整備が不可欠と思われます。もし、取引上の何らかの都合により、契約書に取引額、期間などは明記できず、請求書毎に契約内容を明らかにせざるをえない場合には、当該増値税輸出免税の認可申請も請求書ごとに行わなければならないことにご留意ください。

---

増値税の免税は、正確に言うと免税とゼロ税率適用という二つの区分がある。免税は、それに係る仕入税額を他の売上税額から控除できないのに対し、ゼロ税率適用は、それに係る仕入税額を他の売上税額から控除でき、かつ控除しきれない場合は還付の対象となる。本文の事例は免税の事例である。

<sup>ii</sup>オフショアアウトソーシングサービスとは、中国法人が中国国外法人と委託契約を締結し、かつ当該中国法人またはその直接の下請先が当該中国国外法人に対し提供する情報技術アウトソーシングサービス（IPO）、技術性業務フローアウトソーシングサービス（BPO）または技術性知識フローアウトソーシングサービス（KPO）をいう（詳細は財税[2013]106号文添付付録3の添付文書による）。

<sup>iii</sup>財税[2010]64号・財税[2011]111号・上海市地方税務局公告[2010]3号による。